

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（佐賀県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.41%	9.60%	10.91%	11.11%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,457円	5,568円	6,327円	6,443円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,398円	6,528円	7,418円	7,554円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,339円	7,488円	8,509円	8,665円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,280円	8,448円	9,600円	9,776円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,221円	9,408円	10,691円	10,887円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,786円	9,984円	11,346円	11,554円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,351円	10,560円	12,001円	12,221円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,103円	11,328円	12,873円	13,109円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,856円	12,096円	13,746円	13,998円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,609円	12,864円	14,619円	14,887円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,362円	13,632円	15,492円	15,776円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,115円	14,400円	16,365円	16,665円
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,056円	15,360円	17,456円	17,776円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,997円	16,320円	18,547円	18,887円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,938円	17,280円	19,638円	19,998円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,879円	18,240円	20,729円	21,109円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,820円	19,200円	21,820円	22,220円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,702円	21,120円	24,002円	24,442円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,584円	23,040円	26,184円	26,664円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,466円	24,960円	28,366円	28,886円
21	280,000	270,000	～	26,348円	26,880円	30,548円	31,108円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.60%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.98%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～